

ホームレス対策について

根拠法

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日公布・施行 法律第105号、議員立法)

ホームレスの定義(法第2条)

「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

ホームレス自立支援法における施策の目標等(法第3条第1項)

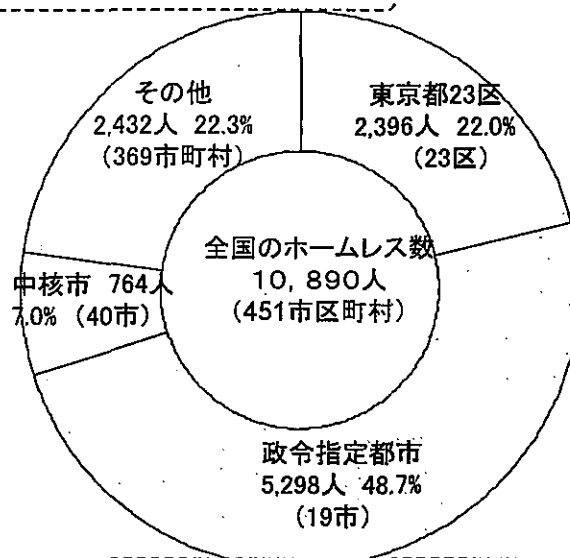
○自立の意志があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

ホームレスの数

○ホームレスの数については、ホームレス自立支援法に基づいた全国調査を直近では平成23年1月に実施。

調査年	ホームレスの数	前回との増減
19年	18,564人	
20年	16,018人	▲2,546人(△13.7%)
21年	15,759人	▲259人(△1.6%)
22年	13,124人	▲2,635人(△16.7%)
23年	10,890人	▲2,234人(△17.0%)

全国のホームレス分布状況(平成23年1月調査)



ホームレスの自立に向けた施策の概要

公園、河川敷等にいるホームレス

25,296人(15年1月)
⇒ 10,890人(23年1月)
▲14,406人

自治体等の職員が公園等に巡回(総合相談推進事業)

事業内容:巡回相談による相談活動の実施
実施者:自治体の委託を受けたNPO法人等

【実施自治体数】(23年3月現在) 全国で53自治体

緊急一時宿泊事業(シェルター)

ホームレス自立支援事業(ホームレス自立支援センター)

【福祉的対応による自立】
福祉事務所(生活保護等)

【事業内容】

- 緊急一時的な宿泊場所の提供
- 健康診断等の実施
- 就労に関する情報を提供
- 適切な支援が受けられるよう助言・指導

【実施者】

自治体の委託を受けたNPO法人等

【実施自治体数】(23年8月現在)

(施設型)全国で2自治体、5施設、定員1,514人
(借上型)全国で40自治体、63施設、定員652人

【事業内容】

- 宿所、食事、入浴、衣類下着類の提供
- 基本的な生活相談、指導
- 就労相談、指導
- 健康相談、必要時には生活保護による治療
- 住民登録も可能
- 利用者に配慮した居住環境を確保

【実施者】

自治体の委託を受けたNPO法人等

【実施自治体数】(23年8月現在)

全国で11自治体、25施設、定員2,034人

就業機会の確保(ハローワークとの連携)

- ・きめ細かな職業相談
- ・免許・資格を取得するための技能講習
- ・一定期間の試行雇用 等

就労による

安定した居住の場所の確保

- ・公営住宅の単身入居等
- ・低廉な家賃の住宅の情報提供
- ・民間の保証会社等を利用したアパート入居あっせん等
- ・住宅手当等の活用

自 立

ホームレス総合相談推進事業（巡回相談指導等事業）

【目的】 ホームレス及びホームレスになるおそれのある者が生活する場所を巡回し、面接を行い、日常生活等に関する相談等を行う。

また、相談の結果により、下記のような各種施策の活用にかかる助言等を行うとともに、関係機関との連携の下、必要な支援を行う。

【事業】

就労

- ▶ 就労を希望する者には、公共職業安定所やホームレス自立支援センター等の利用を促す。

住居

- ▶ 住居の確保を希望する者には、低家賃住宅に関する情報提供や連帯保証人の確保等を行う。
- ▶ 緊急一時的な宿泊場所が必要な者に対しては、ホームレス緊急一時宿泊施設（シェルター）の利用を促す。

福祉・健康

- ▶ 福祉的援護が必要な者に対しては福祉事務所、保健所等と連携して必要な支援をする。
- ▶ 健康状態が悪化している者に対しては、保健所、医療機関等と連携し、健康相談、保健指導等を行い、必要に応じて医療機関への受診に繋げる。

その他

- ▶ 親族との連携が途絶えている者に対しては、親族との交流促進を目指した援助や帰郷のための援助を行う。
- ▶ 公的給付の適用が見込まれる者に対しては、受給等の手続きに関する助言・指導や関係機関への連絡等を行う。
- ▶ 自立支援センターを退所した者に対して、必要に応じアフターフォローを実施する。
- ▶ その他、就労意欲を向上させるための指導や借金問題等の自立阻害要因の除去、社会生活へ復帰するための指導援助等

【実施自治体（23年3月現在）】53か所で実施

（札幌市、旭川市、青森県、仙台市、埼玉県、さいたま市、川口市、戸田市、千葉市、船橋市、市川市、我孫子市、浦安市、東京都特別区、府中市、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、厚木市、平塚市、新潟市、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、静岡県、静岡市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、京都市、東大阪市、高槻市、堺市、寝屋川市、大阪市、神戸市、岡山市、倉敷市、春日市、直方市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、沖縄県、沖縄市、那覇市、糸満市、石垣市）

ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

【目的】ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止する等により、その自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

日常生活・健康

- ▷ 緊急一時的な宿泊場所を提供し健康状態の悪化を防止
- ▷ 保健所等との連携の下で健康診断等を必要に応じて実施

就労

- ▷ 就労意欲のある利用者に対して、ホームレス自立支援センターの利用を促すとともに、就労に関する情報を提供

その他

- ▷ 福祉サービスの提供が必要な利用者に対して、福祉事務所等において支援が受けられるよう助言・指導
- ▷ 利用期間は原則として3か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（23年8月現在）】

▷ 全国で2自治体、5施設、定員1,514人

名古屋市 2か所（250人） 大阪市 3か所（1,264人）

借り上げシェルター

▷ 全国で40自治体、63施設、定員652人

板柳町	1か所（1人）	黒石市	1か所（1人）	旭川市	1か所（2人）	我孫子市	1か所（2人）
東京都	5か所（150人）	新潟市	1か所（2人）	福井県	1か所（2人）	福井市	1か所（3人）
大野市	1か所（1人）	勝山市	1か所（1人）	あわら市	1か所（1人）	坂井市	1か所（1人）
敦賀市	1か所（1人）	小浜市	1か所（3人）	愛知県	1か所（36人）	名古屋市	3か所（138人）
岡崎市	6か所（30人）	春日井市	1か所（5人）	碧南市	1か所（5人）	安城市	3か所（30人）
豊川市	1か所（3人）	一宮市	1か所（5人）	刈谷市	1か所（4人）	西尾市	1か所（4人）
彦根市	4か所（4人）	京都府	4か所（8人）	京都市	4か所（115人）	茨城市	1か所（4人）
大東市	1か所（4人）	東大阪市	1か所（3人）	岸和田市	1か所（7人）	岡山市	1か所（10人）
倉敷市	1か所（4人）	松山市	2か所（2人）	福岡市	1か所（20人）	熊本県	1か所（10人）
熊本市	1か所（3人）	那覇市	1か所（18人）	石垣市	1か所（4人）	糸満市	1か所（5人）

合計

▷ 全国で41自治体、68施設、定員2,166人

ホームレス自立支援事業（自立支援センター）

【目的】 ホームレス等が地域社会の中で可能な限り自立した生活が営めることができるよう、宿所及び食事を提供するとともに、健康診断、生活相談・指導及び職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。

【利用期間中の主な処遇】

就労

- ▶ 利用者の生活状況、健康状態等に応じた自立支援プログラムの策定
- ▶ 支援プログラムに基づく積極的な就労支援
- ▶ 就労支援のための住民登録

日常生活・健康

- ▶ 宿所、食事の提供や定期的な入浴、下着類の支給等、日常生活に必要なサービスの提供
- ▶ 定期的な健康診断による健康管理
- ▶ 地域社会における社会常識や生活習慣等の習得

その他

- ▶ 親族との交流促進
- ▶ 利用者の借金問題等自立阻害要因の除去
- ▶ 低廉な賃貸住宅の募集情報の提供等住居確保のための援助
- ▶ 未就職者に対する福祉事務所との連携（再び路上に戻らないように）
- ▶ 利用期間は原則として6か月以内、利用料は原則として無料

【実施自治体等（23年8月現在）】

▶ 全国で11自治体、25施設、定員2,034人

仙台市	1か所（50人）	東京都	8か所（804人）	横浜市	1か所（226人）	川崎市	2か所（182人）
名古屋市	2か所（164人）	岡崎市	1か所（12人）	京都市	1か所（30人）	大阪市	4か所（440人）
北九州市	1か所（50人）	福岡市	3か所（66人）	熊本県	1か所（10人）		

ホームレス能力活用推進事業

【目的】 ホームレス等に対して、都市雑業的な仕事に関する情報収集・提供、知識・技術の付与等を行うことにより、その自立を支援する。

【事業】 ▶ 都市雑業的な仕事の情報を収集するとともに、関係方面に情報を提供する。
▶ 事業者に対して、ホームレスに関する説明会等を開催すること
▶ 都市雑業的な仕事に関する知識や簡単な技術の付与を行うこと。

【実施自治体等(23年3月現在)】

▶ 全国で2自治体、3か所

名古屋市 2カ所

大阪市 1カ所

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業

【目的】生活困窮者等に対して自立支援の観点から総合相談、安心して過ごせる居場所の確保及び生活支援を行う。

【事業】

- ▶生活困窮者等が起居する場所を巡回し、また、相談窓口を設置するなどにより相談を行う。
- ▶ホームレス等に対して、緊急一時的な宿泊場所を提供すると共に相談を実施することにより、必要なサービスの提供、又は各種サービスへと調整を行う。
- ▶生活困窮者等に対して、安心して過ごせる居場所を確保するなどして、社会生活習慣を身につけるための指導援助や、就労意欲を向上させるための相談・指導、就労体験等を実施し、地域生活への復帰を支援する。
- ▶路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者が地域において継続的な生活が営めるよう、地域住民や関係機関に対して働きかけ理解を求めることにより、地域社会での孤立を防止する。
- ▶路上生活から脱却し居宅生活へ移行した者や生活困窮者がお互いのつながりを深め相互支援が図られるよう、交流できる場所の提供と併せて、必要に応じて相談を行うことにより、再路上化を防止する。

【実施自治体等(23年3月現在)】

- ▶ 全国で5自治体、5団体
- 千葉県1団体、新潟市1団体、岐阜市1団体、広島市1団体、熊本市1団体

NPO等民間支援団体が行う生活困窮者等支援事業の運営状況
(23年3月現在)

自治体名	団体数	活 動 分 類								
		炊き出し	配食・食事会	生活相談・支援	就労相談・支援 シェルター	宿所提供	衣類・日用品 寝袋等提供	集いの場 サロン	巡回・見回り	その他
千葉県	1	○		○	○	○	○	○	○	
新潟市	1					○				
岐阜市	1	○	○	○			○		○	
広島市	1			○						
熊本市	1			○	○	○			○	○
合計	5団体	2	1	4	2	3	2	1	3	1

都道府県別のホームレス数

都道府県名	平成23年調査				平成22年 調査の人数	23-22 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			平成21年 調査の人数	平成20年 調査の人数	平成19年 調査の人数
北海道	78	1	6	85	98	▲ 13	124	145	161
青森県	3	0	0	3	5	▲ 2	8	2	7
岩手県	8	0	0	8	15	▲ 7	21	23	32
宮城県	118	13	7	138	119	▲ 19	140	110	144
秋田県	8	0	0	8	12	▲ 4	15	10	8
山形県	7	1	0	8	7	▲ 1	18	7	11
福島県	11	1	2	14	22	▲ 8	20	27	15
茨城県	43	5	4	52	60	▲ 8	62	86	78
栃木県	59	1	2	62	63	▲ 1	74	81	79
群馬県	73	5	5	83	110	▲ 27	98	97	96
埼玉県	465	12	20	497	592	▲ 95	622	597	781
千葉県	428	21	13	462	510	▲ 48	503	524	594
東京都	2,597	75	0	2,672	3,125	▲ 453	3,428	3,796	4,690
神奈川県	1,629	31	25	1,685	1,814	▲ 129	1,804	1,720	2,020
新潟県	21	1	0	22	23	▲ 1	39	38	51
富山県	18	0	0	18	24	▲ 6	32	23	29
石川県	14	0	0	14	17	▲ 3	24	21	18
福井県	4	0	0	4	5	▲ 1	28	32	41
山梨県	19	0	11	30	36	▲ 6	38	41	42
長野県	7	0	0	7	14	▲ 7	13	13	29
岐阜県	20	8	1	29	47	▲ 18	74	67	59
静岡県	179	11	19	209	240	▲ 31	297	315	370
愛知県	504	15	125	644	747	▲ 103	929	851	1,023
三重県	31	4	7	42	55	▲ 13	61	68	61
滋賀県	7	0	2	9	14	▲ 5	18	20	32
京都府	229	16	34	279	295	▲ 16	353	401	407
大阪府	2,441	47	12	2,500	3,338	▲ 838	4,302	4,333	4,911
兵庫県	310	8	23	341	419	▲ 78	533	575	627
奈良県	3	0	0	3	11	▲ 8	14	19	22
和歌山県	26	1	0	27	29	▲ 2	56	74	70
鳥取県	2	0	0	2	1	▲ 1	3	3	6
島根県	1	0	0	1	1	▲ 0	4	4	7
岡山県	29	0	2	31	57	▲ 26	75	67	85
広島県	75	3	2	80	106	▲ 26	154	138	153
山口県	8	0	2	10	9	▲ 1	11	21	23
徳島県	3	0	0	3	4	▲ 1	8	13	33
香川県	16	1	4	21	28	▲ 7	27	24	34
愛媛県	40	1	3	44	37	▲ 7	38	40	25
高知県	4	1	3	8	5	▲ 3	14	24	23
福岡県	404	21	17	442	614	▲ 172	1,237	1,082	1,177
佐賀県	23	0	3	26	38	▲ 12	39	43	41
長崎県	12	0	0	12	15	▲ 3	13	11	30
熊本県	32	3	5	40	76	▲ 36	73	111	110
大分県	15	1	4	20	32	▲ 12	38	35	45
宮崎県	20	0	0	20	40	▲ 20	31	27	35
鹿児島県	35	1	3	39	43	▲ 4	57	59	62
沖縄県	130	6	0	136	152	▲ 16	189	200	167
合 計	10,209	315	366	10,890	13,124	▲ 2,234	15,759	16,018	18,564

東京都23区及び政令指定都市のホームレス数

自治体名	23年 調 査				22年 調 査	23-22 増▲減	(参考)		
	男	女	不明	計			21年 調 査	20 年 調 査	19 年 調 査
東京都23区	2,328	68	0	2,396	2,786	▲ 390	3,105	3,436	4,213
札幌市	67	1	6	74	72	2	99	109	132
仙台市	114	13	3	130	108	22	124	100	132
さいたま市	105	3	3	111	130	▲ 19	120	121	179
千葉市	54	1	0	55	67	▲ 12	72	91	103
横浜市	683	8	0	691	710	▲ 19	697	649	661
川崎市	569	13	16	598	666	▲ 68	691	635	848
相模原市	30	1	0	31	27	4	28	29	32
新潟市	18	1	0	19	19	0	24	23	40
静岡市	21	2	7	30	47	▲ 17	56	61	88
浜松市	43	1	4	48	59	▲ 11	85	100	115
名古屋	332	8	106	446	502	▲ 56	641	608	741
京都市	218	15	34	267	277	▲ 10	335	383	387
大阪市	2,124	40	7	2,171	2,860	▲ 689	3,724	3,647	4,069
堺市	61	2	0	63	85	▲ 22	92	96	133
神戸市	100	4	0	104	121	▲ 17	151	149	135
岡山市	21	0	0	21	39	▲ 18	46	53	60
広島市	58	3	0	61	89	▲ 28	111	103	115
北九州市	96	4	8	108	141	▲ 33	149	162	249
福岡市	253	15	2	270	393	▲ 123	969	782	784
合 計	7,295	203	196	7,694	9,198	▲ 1,504	11,319	11,337	13,216

平成22年度ホームレス対策事業運営状況調査（概要）

1 ホームレス総合相談推進事業運営状況

※平成23年3月31日現在 53自治体（21年度末：54自治体）

札幌市、旭川市、青森県、仙台市、埼玉県、川口市、戸田市、さいたま市、市川市、
浦安市、我孫子市、千葉市、船橋市、東京都特別区、府中市、神奈川県、厚木市、平塚市、
横浜市、川崎市、横須賀市、新潟市、福井県、福井市、敦賀市、小浜市、静岡県、静岡市、
浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、京都市、東大阪市、高槻市、堺市、寝屋川市、
大阪市、神戸市、岡山市、倉敷市、春日市、直方市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市、
沖縄県、沖縄市、那覇市、糸満市、石垣市

（1）職員配置数について（平成23年3月31日現在、53自治体）

（単位：人）

主任相談員	巡回相談員	その他	総 数
57	261	26	344

（2）相談状況について（平成22年度分）

①相談件数

79,810件（70,694件）

※（ ）内は21年度分の相談件数

②相談内容（複数回答）

（単位：件）

生活福祉相談	就労相談	住宅相談	医療相談	法律相談	人権相談	その他	総数(%)
27,751 (33.6)	8,146 (9.9)	7,787 (9.4)	17,375 (21.0)	1,025 (1.2)	758 (0.9)	19,715 (23.9)	82,557 (100.0)

③相談後に関係機関につなげたケースの内訳

（単位：件）

関 係 機 関 に つ な げ た								総数(%)
自立支援セン ターへ入所	シェルターへ 入所	センター、シェ ルター以外の施設	医療機関	福祉事務所	保健所	職業安定所	その他	
1,498 (16.4)	255 (2.8)	920 (10.0)	1,791 (19.6)	3,240 (35.4)	114 (1.2)	276 (3.0)	1,063 (11.6)	9,157 (100.0)

2 ホームレス自立支援事業

※平成23年3月31日現在 23カ所 定員1,986人

仙台市（1カ所・定員50人）、東京都（8カ所・定員758人）、横浜市（1カ所・定員226人）
川崎市（2カ所・定員182人）、名古屋市（2カ所・定員164人）、京都市（1カ所・定員30人）
大阪市（4カ所・定員460人）、北九州市（1カ所・定員50人）、福岡市（3カ所・定員66人）

（1）職種別職員配置数について（平成23年3月31日現在）

（単位：人）

施設長	事務員	生活相談指導員	嘱託医師	看護師	職業相談員	その他	総数
30	34	262	28	29	43	99	525

※自立支援センター数（23カ所）と施設長（30人）が異なるのは自立支援センター併設施設の長も含めているため

（2）年間延べ入所者数について（平成22年度分）

7,785人（7,827人）

※（ ）内は21年度分の入所者数

（3）入所者の状況について（平成23年3月31日現在）

①入所者数／定員

1,287人／1,986人（64.8%）

②性別・年齢別状況

（単位：人（%））

（単位：歳）

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
男	70 (10.8)	125 (19.2)	182 (28.0)	178 (27.4)	95 (14.6)	650 (100.0)
女	2 (7.1)	6 (21.4)	8 (28.6)	8 (28.6)	4 (14.3)	28 (100.0)
計	72 (10.6)	131 (19.3)	190 (28.0)	186 (27.4)	99 (14.6)	678 (100.0)

	平均年齢
男	46.1
女	40.2
男女	45.8

※前記①入所者数のうち、性別・年齢別状況を把握していない自治体分を除く。

③路上生活期間別状況

(単位：人(％))

3月未満	3～6月未満	6月～1年未満	1～3年未満	3年以上	不明	総数
380 (74.4)	41 (8.0)	26 (5.1)	28 (5.5)	36 (7.0)	3	514 (100.0)

※前記②性別・年齢別状況のうち、路上生活期間別状況を把握していない自治体分を除く。
※()内の数値は、「不明」を除いた総数511人に占める割合(％)

④路上生活に至った理由別状況(複数回答)

(単位：人(％))

仕事関連 (失業・倒産等)	健康関連 (病気・けが・高齢等)	住居関連 (立ち退き・施設退所等)	金銭関連 (借金・キャッシング等)	その他	総数
322 (54.4)	22 (3.7)	103 (17.4)	35 (6.0)	109 (18.4)	591 (100.0)

⑤路上生活に至る直前の職業経験

(単位：人)

ある	ない	不明	総数
256	129	129	514

⑥路上生活に至る直前の職業別状況

(単位：人(％))

建築・土木	製造	管理・警備	飲食・調理	運送	清掃関係	その他	総数
151 (29.4)	101 (19.6)	28 (12.8)	37 (7.2)	32 (6.2)	13 (2.5)	152 (29.6)	514 (100.0)

(4) 退所者の状況について (平成22年度分)

(単位：人(％))

退 所 理 由		22年度	21年度
退所者数 (①+②+③)		7,706 (100.0)	8,440 (100.0)
退 所 理 由	就職により退所した者 ①	2,578 (33.4)	1,693 (20.0)
	福祉等の措置により退所した者 ②	2,762 (35.8)	4,278 (50.7)
	入 院	244	325
	施 設 入 所	833	2,671
	居 宅 等 の 確 保	972	1,186
	そ の 他	713	96
	期限の到来等により退所した者 ③	2,366 (30.7)	2,469 (29.3)
	期 限 の 到 来	374	387
	自 主 ・ 無 断 退 所	1,360	1,365
	規 則 違 反	341	456
	そ の 他	291	261

3 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業）

※平成23年3月31日現在 6カ所 1,544人

横浜市（1カ所・定員 30人）、名古屋市（2カ所・定員250人）、
大阪市（3カ所・定員1,264人）

（1）職員配置数について（平成23年3月31日現在、3自治体）

（単位：人）

設長	警備員	その他	総数
6	30	35	71

（2）年間延べ入所者数について（平成22年度分）

173,547人（271,907人）

※（ ）内は21年度分の入所者数

（3）入所者の状況について（平成23年3月31日現在）

①入所者数／定員

630人／1,544人（40.8%）

②性別・年齢別状況

（単位：人（%））

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
男	13 (6.2)	30 (14.2)	45 (21.3)	55 (26.1)	68 (32.2)	211 (100.0)
女	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)	3 (60.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
計	13 (6.0)	31 (14.4)	45 (20.4)	58 (26.9)	69 (31.9)	216 (100.0)

（単位：歳）

	平均年齢
男	51.3
女	54.2
男女	51.4

※前記①のうち大阪市の単泊式シェルター2カ所を除く。

(4) 退所者数及びその理由別内訳（平成22年度分）

(単位：人(％))

退 所 理 由		22年度	21年度
退所者数 (①+②+③)		6,194 (100.0)	13,356 (100.0)
退 所 理 由	就職により退所した者 ①	89 (1.4)	94 (0.7)
	福祉等の措置により退所した者 ②	1,906 (30.8)	1,686 (12.6)
	入 院	99	152
	施 設 入 所	1,169	1,014
	居 宅 等 の 確 保	557	504
	そ の 他	81	16
	期限の到来等により退所した者③	4,199 (67.8)	11,576 (86.7)
	期 限 の 到 来	3,532	10,428
	自 主 ・ 無 断 退 所	571	1,016
	規 則 違 反	26	11
	そ の 他	70	121

※前記①のうち大阪市の単泊式シェルター2カ所を除く。

4 ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター（借上）事業）

※平成23年3月31日現在 55カ所 690人

札幌市（1カ所・定員5人）、旭川市（1カ所・定員2人）、青森県（1カ所・定員1人）、
前橋市（1カ所・定員2人）、埼玉県（1カ所・定員10人）、さいたま市（1カ所・定員20人）、
川越市（1カ所・3人）、千葉県（1カ所・定員1人）、千葉市（1カ所・定員5人）、
東京都（5カ所・定員150人）、横浜市（1カ所・31人）、新潟市（1カ所・定員2人）、
福井県（1カ所・定員2人）、福井市（1カ所・定員3人）、敦賀市（1カ所・定員1人）
小浜市（1カ所・定員3人）、愛知県（1カ所・36人）、名古屋市（3カ所・138人）、
岡崎市（5カ所・25人）、春日井市（1カ所・5人）、碧南市（1カ所・5人）、
安城市（1カ所・20人）、西尾市（1カ所・4人）、彦根市（1カ所・1人）、京都府（1カ所・7人）、
京都市（3カ所・95人）、岸和田市（1カ所・7人）、東大阪市（1カ所・3人）、
高槻市（1カ所・4人）、四条畷市（1カ所・4人）、大阪市（1カ所・22人）、岡山市（1カ所・8人）、
倉敷市（1カ所・4人）、下関市（2カ所・2人）、松山市（2カ所・2人）、福岡市（1カ所・20人）、
熊本県（1カ所・7人）、熊本市（1カ所・3人）、那覇市（1カ所・18人）、糸満市（1カ所・5人）、
石垣市（1カ所・4人）

（1）職員配置数について（平成23年3月31日現在、41自治体）
（単位：人）

訪問・相談員	警備員	その他	総 数
82	0	25	107

（2）年間延べ入所者数について（平成22年度分）

4,121人（3,668人）

※（ ）内は21年度分の入所者数

（3）入所者の状況について（平成23年3月31日現在）

①入所者数／定員

217人／581人（37.3%）

②性別・年齢別状況

(単位：人(％))

(単位：歳)

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	総 数		平均年齢
男	7 (5.4)	25 (19.4)	36 (27.9)	32 (24.8)	29 (22.5)	78	207 (100.0)	男	46.7
女	3 (30.0)	0 (0)	1 (10.0)	3 (30.0)	3 (30.0)	0	10 (100.0)	女	42.8
計	10 (7.2)	25 (18.0)	37 (26.6)	35 (25.2)	32 (23.0)	78	217 (100.0)	男女	46.4

※ () 内の数値は、「不明」を除いた総数129人、139人に占める割合(％)

③路上生活期間別状況

(単位：人(％))

3 月 未 満	3～6月未満	6月～1年未満	1～3年未満	3 年 以 上	総 数
162 (74.7)	11 (5.1)	11 (5.1)	14 (6.5)	19 (8.8)	217 (100.0)

④路上生活に至った理由別状況(複数回答)

(単位：人(％))

仕 事 関 連 (失業・倒産等)	健 康 関 連 (病気・けが・高齢等)	住 居 関 連 (立ち退き・施設退所等)	金 銭 関 連 (借金・ギャンブル等)	そ の 他	総 数
113 (43.3)	29 (11.1)	63 (24.1)	20 (7.7)	36 (13.8)	261 (100.0)

⑤路上生活に至る直前の職業経験

(単位：人)

ある	ない	不明	総 数
81	43	93	217

⑥路上生活に至る直前の職業別状況

(単位：人(％))

建築・土木	製 造	管理・警備	飲食・調理	運 送	清掃関係	その他	総 数
61 (28.1)	23 (10.6)	18 (8.3)	11 (5.1)	15 (6.9)	8 (3.7)	81 (37.3)	217 (100.0)

(4) 退所者数及びその理由別内訳（平成22年度分）

(単位：人(％))

退 所 理 由		22年度	21年度
退所者数 (①+②+③)		4,508 (100.0)	3,382 (100.0)
退 所 理 由	就職により退所した者 ①	559 (12.4)	267 (7.9)
	福祉等の措置により退所した者 ②	2,907 (64.5)	2,052 (60.7)
	入 院	169	68
	施 設 入 所	1,203	450
	居 宅 等 の 確 保	1,132	919
	そ の 他	403	615
	期限の到来等により退所した者 ③	1,042 (23.1)	1,063 (31.4)
	期 限 の 到 来	609	304
	自 主 ・ 無 断 退 所	239	588
	規 則 違 反	21	8
	そ の 他	173	163

「ホームレスの就業機会の確保の対策」の概要

ホームレスの就業機会の確保対策では、ホームレスの就労による自立を目指し、その最終段階として、自治体等関係機関との連携により、以下のような措置を講じている。

1. ハローワークによる職業相談や求人開拓

ホームレス自立支援センター設置地域の公共職業安定所に、求人開拓推進員や職業相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、ホームレス自立支援センターに入所されている方等に対し、きめ細やかな職業相談や、就業ニーズ・能力に応じた求人情報の提供などを行う。

【平成 22 年度実績】◆確保された求人数＝2, 466 件 ◆就職件数＝2, 595 件

2. ホームレス試行雇用事業

事業所における一定期間（1～3 か月）の試行雇用により、本人に規則的な就労習慣を身につけてもらうとともに、事業主にもホームレスの雇用の経験を持ってもらい、受入れに当たっての不安感・偏見等を除去することで、雇用の促進を図る。

【平成 22 年度実績】◆利用者数＝21 人

3. 日雇労働者等技能講習事業

NP0 等民間団体にフォークリフト、クレーン、ガス溶接等の講習実施を委託し、ホームレスの方々の職業知識や技能の習得、向上等による就業機会の拡大を図る。

【平成 22 年度実績】◆受講者数＝2, 355 人

4. ホームレス等就業支援事業

地方公共団体等ホームレス支援機関の連合体であるホームレス協議会への委託により、清掃作業など様々な形態の就業に関する相談や職場体験講習等の実施により就業機会の確保を促進する。

【平成 22 年度実績】◆相談件数＝3, 463 件 ◆職場体験講習者＝713 人

国土交通省におけるホームレス対策(住宅関連)①

2011. 10. 25

地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能である者の安定した居住の場所の確保に関して、以下の取組を実施。

1. 公営住宅への入居

- 自立支援センター等で支援を受け、就労又は生活保護受給により自立して生活することが可能となったホームレスについて、地域の住宅事情、公営住宅のストックの状況等を踏まえつつ、各事業主体の判断により公営住宅における単身入居(高齢者等)や優先入居の制度の活用を図るよう要請。(平成14年9月)
- 自立意志を有するホームレスの自立を支援する観点から、「ホームレス自立支援事業」により就業した者の生活上の支援を行う社会福祉法人等の団体に対して、公営住宅の目的外使用を可能とした。(平成18年3月)

【事業主体の取り組み状況】

◆東京都◆

1. 自立支援センター入所者のうち、退所時に就労自立が見込まれるなどの一定条件を満たす者を対象に、年間10～20戸程度の枠(「自立支援センター退所者向け特別割当」)を設けて優先入居を実施。
2. 入居者の選考方法
選考委員会(東京都、特別区人事・厚生事務組合、自立支援センターにより構成)の選考を経て推薦を受けた者について、住宅部局で審査を行い入居決定。
※実績 平成18年度 10戸入居
平成19年度 10戸入居
平成20年度 8戸入居
平成21年度 16戸入居
平成22年度 16戸入居
3. 申込者の条件
①申込日現在で既に1ヶ月以上自立支援センターに在寮していること。
②自立支援センター退所時に就労による自立が見込まれること。
③年齢が60歳以上であること。 等

◆名古屋市◆

1. 自立支援センター入所者のうち、退所後の就労自立が可能と認められる者を対象に年間6戸程度の枠を設けて優先入居を実施。
2. 入居者の選考方法
自立支援センター施設内推薦委員会で審査後、福祉部局での選考を経て、住宅部局で審査を行い入居決定。
※実績 平成18年度 4戸入居
平成19年度 5戸入居
平成20年度 5戸入居
平成21年度 3戸入居
平成22年度 2戸入居
3. 申込者の条件
①自立支援センター入所者のうち、退所後の就労自立が可能と認められる者で住宅を必要とする者。
②年齢が60歳以上であること。 等

国土交通省におけるホームレス対策(住宅関連)②

2. 低廉な民間賃貸住宅の空家情報等の提供

「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)」を受け、

- ① 地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の提供
- ② 入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供

について、自立支援センターやその他福祉部局との連携を図るよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請(平成20年9月)。

3. 民間賃貸住宅の貸主等に対する周知活動

自立の意志のあるホームレスの、住宅への入居支援等による安定した居住場所の確保等、法の趣旨などを研修等により周知するよう、民間賃貸住宅に関わる団体に要請(平成20年9月)。